

ボランティア活動を始める前に

○活動団体の主な認定基準について

- 対象区間 《道路》 500m以上(うち市管理道路が2分の1以上)を含む一定区間
《河川》 市管理河川 200m以上を含む一定区間
《海岸》 市管理港の 200m以上
- 活動回数 年間2回以上

○ボランティア保険の加入について

加入を希望する団体は、年度最初の活動を開始する前に、備前市社会福祉協議会にて手続きをしてください。その際、被保険者とする方の住所、氏名を記入した活動団体構成員名簿が必要です。市へ提出する名簿の写しをご使用ください。事故が発生した際に、名簿に記載されていない方には保険金が支払われません。

活動にあたっての質問事項等

①どんなものが活動対象経費となりますか？

対象となる経費は、主に次のようなものです。

- ・ 一般的な清掃用具 (ほうき、火ばし、鎌、軍手、ゴミ袋等)
- ・ 草刈機の本体、替え刃、燃料・オイル等
- ・ 飲料 (アルコール類を除く)
- ・ 花木種苗、肥料、改良土、プランター、スコップ、じょうろ等
- ・ 廃家電等優良ゴミの処分料
- ・ リース業者等へのゴミ運搬用車の借上料 (個人の車両は除く)
- ・ 実績報告書等作成に要する経費 (フィルム、現像代、プリント代、郵送料等)
- ・ その他、活動に要する消耗品 (タオル、絆創膏、蚊取り線香等)

※ゴミ袋 (可燃ゴミ用及び不燃ゴミ用) については、年1回に限り、希望される団体に窓口で配布いたします。

※購入については、原則として補助金交付決定通知日から活動の最終日までに行ってください。この期間以外に購入されたものは経費として認められない場合があります。

一方、次のようなものは対象経費としては認められません。

- ・ 参加者への日当：本事業はあくまでもボランティア事業であるため、個人の労働についての対価は対象外です。
- ・ 個人への用具借上料：日当と同じ理由で対象外とします。
- ・ プリペイドカード購入費
- ・ 食事代：活動後に配るパン・おやつ類(軽食)に限り、経費として認められます。

※料理食材(豚汁・おしるこ等)等調理を伴うものは認められません。

- ・ 自動販売機での飲料購入：領収書が発行されないため。

上記以外に、判断に困るようなものにつきましては、建設課管理係までお尋ねください。

(裏面へ続く)

②具体的には、何をすればいいのでしょうか？

市管理施設におけるゴミ拾いや草刈など、清掃・美化に関する任意の活動を
お願いしています。

ただし、次のような危険を伴う活動は控えてください。

- ・草刈機以外の動力工具（チェーンソー等）の使用
- ・ユンボ、バックホー等、重機の使用
- ・野焼き など

（これらの活動については、ボランティア保険の対象外となっています）

③ほかに、どんなことに注意すればいいのでしょうか？

通行する車両には十分に注意していただくとともに、斜面等の危険な箇所への侵入は控えてください。

また、回収・運搬が困難なゴミがある場合などは御相談ください。

④清掃作業中、怪我をした場合は？

作業中の怪我や第三者へ損害を与えた場合は、状況に応じ保険金が支払われます。事故が起こったときは、必ず発生から30日以内に社会福祉協議会に御連絡ください。

⑤保険の対象となる事故例は？

- ・ 作業中、足を滑らせて溝に落ち骨折した。
- ・ 自宅から活動場所へ向う途中、転倒して怪我をした。
（ただし、自動車、原動機付自転車に乗車中の事故は対象外）
- ・ 鎌で草刈をしていて誤って手を切った。
- ・ 草刈機がはねた石がとめてあった車に当たり、ガラスが割れた。

⑥保険の対象とならない事故例は？

- ・ ②で挙げたような危険な作業に伴う事故
- ・ 提供した飲食物が原因で食中毒が発生した場合
- ・ 熱中症、ぎっくり腰、内部疾患が原因と思われるもの

⑦活動が終了したら

活動実績報告書を提出してください。

年間の活動実績、かかった経費（領収書の原本を添付）の内訳を記入していただき、活動状況写真を添付の上、活動が完了して20日後または3月末のいずれか早い日までに提出してください。

⑧補助金の支払

活動実績報告書の審査後、補助金の額が確定され補助金が支払われます。

以上